カスタマーハラスメントに対する基本方針について

当機関は、建築基準法に基づく指定確認検査機関として、厳正かつ公正な確認検査業務を通じて、社会の安全と安心に寄与することを使命としています。
建築確認・検査業務を適正に遂行するためには、職員が心身ともに健康で、安全に働くことができる環境の確保が不可欠です。

万一、申請者様または関係者様から、当機関社員に対する以下のような「カスタマーハラスメント」に該当する行為があったと判断した場合は、速やかに対応を打ち切り、以降の業務のお断りや、必要に応じて警察・弁護士等の専門機関と連携の上、厳正に対処いたします。

■ 対象となる主な行為

- **威圧的な言動・暴力**：
 大声を出す、怒鳴る、脅迫的な言動、暴言、机を叩くなどの威嚇行為、物理的な暴力。
- **人格否定・侮辱**：
 当機関社員個人を誹謗中傷する言動、名誉を毀損する表現。
- **不当・過剰な要求**：
 法令や合理的な基準を逸脱した適合判定の強要、確認済証・検査済証の即時交付の強要、不適切な金品の要求。
- **拘束的行為**：
 長時間の電話や居座り、執拗な繰り返しによる業務妨害。
- **プライバシー侵害**：
 当機関社員の SNS への投稿、写真・動画の無断撮影、職員個人の特定や付きまとい。

健全な建築社会の発展と安全なまちづくりのため、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2026 年 11 月 6 日

株式会社阪確サポート
代表取締役　高濱　陽